

平成26年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成26年(2014年)8月21日(木)

午後3時～午後3時40分

場所 勤労会館 2階中会議室

- 1 出席者 小笠原会長、小室委員、須藤委員、高橋委員、玉谷委員、久保田委員、松井委員、小林委員、添田委員、出縄委員、竹村委員、綾部委員
以上委員12名
(欠席者：小薄委員、以上1名)

事務局：石田健康・こども部長、浦田課長代理、吉川課長代理、清水主事

- 2 傍聴者 なし

3 開 会

小笠原会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成26年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

4 審 議

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：議題(1)「平成25年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込について」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、事前配布の資料1を使って説明した。》

事務局： それでは、事前に配付いたしました、資料1「平成25年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込について(資料編)」により、説明をさせていただきます。

まず、世帯数と被保険者数についてですが、1ページの(1)「国保被保険者数」を御覧ください。平成25年度の年度平均数であります。国保加入世帯数は43,766世帯となり、平塚市の世帯数に占める割合は39.5%となっています。また、被保険者数は76,221人となり、人口に占める割合は29.5%となっています。世帯数については、平成19年度までは毎年その年度により多少のばらつきはありましたが、増加で推移しておりました。しかし、平成20年度に75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したために大幅に減少しました。また、被保険者数についても平成20年度に大幅に減少しています。

なお、20年度の医療制度改革以降23年度までは、世帯数及び被保険者数ともほぼ横ばいでしたが、24年度、25年度は被保険者数が2年続けて前年度と比べ1,000人弱ほど減少しています。

次に、被保険者数の内訳でみますと、平成25年度は、一般被保険者数は72,691人で、被保険者全体に対する構成比は95.4%、また、退職被保険者及びその被扶養者の数は3,530人で、被保険者全体に対する構成比は4.6%でした。前年度に比べ一般被保険者数は545人、退職被保険者及びその被扶養者の数も432人の減少になっております。

なお、老人保健法による医療受給者数は、後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年度以降は記載なしとなっています。

続きまして、下段にあります「介護保険第2号被保険者数」の表を御覧ください。介護保険第2号被保険者は、介護保険が始まった平成12年度以降毎年度2%程度増加してはいたしましたが、17年度からは減少に転じ、22年度、23年度は又1%程度増加しましたが、その後、24年度は前年度と比べ対象者数が3,000人ほど、率で10.7%減少しましたが、25年度は又前年度と比べ対象者数が1,250人ほど、率で5.0%増加しました。

なお、25年度の対象者は26,560人で、国保被保険者に占める割合は34.8%でした。

次に、2ページの(2)「国民健康保険税 年度別収納率の推移」を御覧ください。平成25年度の国民健康保険税の現年課税分の収納率については88.74%で、前年度に比べ0.29%下がっています。

また、滞納繰越分の収納率については9.21%で、前年度と比べ1.01%上がりました。この結果、現年課税分と滞納繰越分を併せた全体の収納率は64.68%で、前年度と比べ0.52%下がっております。

続きまして、平成25年度の歳入・歳出決算見込について説明をさせていただきます。

まず、歳入の決算見込ですが、3ページの(3)「歳入の科目別内訳」を御覧ください。

最上段の「国民健康保険税」ですが、収入済額は66億4,005万円余、前年度比98.6%となりました。

次に、「国庫支出金」は、57億7,937万円余、前年度比107.6%となりました。内訳につきましては、8ページ、「平成25年度国民健康保険事業特別会計決算総括表」を御覧ください。この表の左側が歳入、右側が歳出で、歳入、歳出の左の欄外に振られています数字は、各科目の款となっております。

それでは、左側歳入の3款・国庫支出金の内訳を御覧ください。

保険者が健全な財政運営を行えるよう、国が一般被保険者の医療給付費や、介護納付金などの一部を負担する「療養給付費等負担金」が49億2,345万円余となっています。次は、「高額医療費共同事業負担金」で1億4,310万円余となっています。この負担金につきましては、国民健康保険団体連合会を実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業である「高額医療費共同事業」の保険者拠出金の4分の1に相当する額を平成15年度から国及び県がそれぞれ負担することになっています。

この他に特定健診等負担金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金などと、平成23年3月11日の東日本大震災に起因する国民健康保険税及び一部負担金等の減免・免除額の10分の8が災害臨時特例補助金として6万2千円の交付を受けております。

また、国民健康保険の財政調整を図るため、一般被保険者の医療費等の一部を国が交付する「財政調整交付金」が6億8,258万円となっています。

3ページに戻りまして、「療養給付費等交付金」ですが、これは退職被保険者等の医療給付費等に対して、退職者医療制度により社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、13億3,386万円余となりました。

「前期高齢者交付金」は、平成20年度に創設され、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間の財政調整を行う交付金です。72億3,643万円余、前年度比106.1%となりました。

次は「県支出金」です。総額で15億3,894万円余、前年度比103.2%となりました。内訳につきましては、8ページ、決算総括表の左側歳入の6款・県支出金を御覧ください。

まずは、県負担金の「高額医療費共同事業負担金」ですが、「高額医療費共同事業」の保険者拠出金の4分の1相当額、1億4,310万円余の交付を受けました。

特定健診等負担金は2,894万円余、県財政調整交付金は13億6,689万円余の交付を受けました。

続きまして、8ページ、決算総括表の左側歳入の7款・共同事業交付金を御覧ください。

「共同事業交付金」は、神奈川県国民健康保険団体連合会が実施主体として行っている2つの共同事業の交付金で、1つは「高額医療費共同事業交付金」で、一般被保険者の1件80万円を超える医療費について、その超える額について一定の率で保険者に交付するもので、平成25年度は5億8,440万円余の交付を受けました。もう1つは、都道府県内の市町村国保間の保険税・料の平準化、財政の安定化を図るため平成18年10月から実施された「保険財政共同安定化事業交付金」で、一般被保険者の1件30万円を超える医療費について、8万円を超え80万円までの部分について一定の率で保険者に交付するもので、22億5,421万円余の交付を受けました。なお、80万円を超える部分については、高額医療費共同事業の交付金となります。

3ページに戻りまして、「繰入金」は市の一般会計からの繰入りで、「保険基盤安定繰入金」、「職員給与費等繰入金」、「出産育児一時金等繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」等の義務的経費である法定繰入金と、「その他一般会計繰入金」の財政援助費である法定外繰入金に分けられます。義務的経費の法定繰入金につきましては、前年度より1,100万円余減の13億5,192万円余となりました。

それでは、また8ページ、決算総括表の左側歳入の9款・繰入金を御覧ください。

義務的経費の法定繰入金のうち、「保険基盤安定繰入金」には保険税軽減分と保険者支援分の2種類があります。保険税軽減分は、保険税負担の緩和を図るため、一定以下の所得世帯に対して、保険税の応益割について7割、5割、2割の軽減をしており、この軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国保特別会計へ繰出していますが、その繰出額の4分の3を県が、4分の1を市が負担しています。また、保険者支援分は、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、政令の定めるところにより一般会計から国保特別会計へ所得の少ない者の数に応じて繰出した金額の2分の1に相当する額を国が、4分の1に相当する額を県と市が負担しています。「保険基盤安定繰入金」は、保険税軽減分と保険者支援分で8億6,638万円余の繰入れとなっていますが、このうち、7,692万円余を国から、5億7,286万円余を県からいただいております、市の負担は2億1,659万円余となっております。

また、3ページに戻ってください。財政援助費である法定外繰入金の「その他一般会計繰入金」については、24年度決算額の17億926万円から2億926万円減の15億円、前年度比87.8%となりました。

全体として「繰入金」は28億5,192万円余、前年度比92.8%となりました。

次に、「繰越金」は前年度からの繰越金で、6億4,010万円余となりました。

平成25年度歳入の合計見込額は、289億126万3,491円、前年度比102.0%となりました。

4ページ(4)「歳入に占める主たる科目の割合」とその下の円グラフを御覧ください。

保険税収入が全体の23.0%、国庫支出金が20.3%を占めており、前期高齢者交付金が25.0%、これに療養給付費等交付金、県支出金等を加えると全体の80%以上となります。

以上で歳入の科目別の概要説明を終わらせていただきます。

次に、歳出の決算見込について説明に入らせていただきます。

5ページの(6)「歳出の科目別内訳」を御覧ください。

最上段にあります「総務費」は、3つに分かれています。8ページの決算総括表を御覧ください。右側歳出の1款が総務費です。国保事務に携わる職員の給与及びレセ

プト点検専門嘱託員 2 名分の賃金のほか、診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料や物件費、神奈川県国民健康保険団体連合会負担金等の「総務管理費」と保険税を徴収するための嘱託員 12 名分の賃金や国民健康保険税システム保守、改修経費等の「徴税費」、「運営協議会費」の 3 つに分かれます。25 年度は被保険者証の一斉更新がありましたので、「徴税費」は前年度比 125.4%となりましたが、「総務管理費」の「職員給与費」が前年度比 90.8%となったこともあり、「総務費」全体では 3 億 643 万円余、前年度比 99.3%となりました。

5 ページに戻りまして、「保険給付費」は全体で 190 億 5,765 万円余です。その内訳をみますと、まず「療養諸費」の「一般被保険者療養給付費」、「退職被保険者等療養給付費」については、国保加入者が医療機関に受診した費用の保険者負担分です。

「一般被保険者療養給付費」は 157 億 654 万円余、前年度比 103.7%と、「退職被保険者等療養給付費」は 9 億 2,856 万円余、前年度比 88.5%となりました。

一般及び退職者等に係る療養費は、やむを得ない事情により被保険者証を持参しなかったため、自費で本人が支払った後に申請により保険者負担分が払い戻される場合や、柔道整復師等による施術費用等の保険者負担分であり、「一般被保険者療養費」は 2 億 1,604 万円余、前年度比 101.4%と、「退職被保険者等療養費」は 1,004 万円余、前年度比 80.8%となりました。

「審査支払手数料」は、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書等の審査と、各医療機関等への支払事務に係る手数料であり、3,776 万円余、前年度比 104.4%となりました。

次に、「高額療養費」は、被保険者の療養に要した費用が高額であるときに、一部負担金の自己負担限度額を超える額を給付するものですが、「一般被保険者高額療養費」は 18 億 6,414 万円余、前年度比 106.1%と、「退職被保険者等高額療養費」は 1 億 3,418 万円余、前年度比 88.2%となりました。

「高額介護合算療養費」は、「一般被保険者高額介護合算療養費」は 25 件、46 万 3 千円余、「退職被保険者等高額介護合算療養費」は 3 件、2 万 1 千円余でした。この高額医療高額介護合算療養費制度は、平成 20 年度に創設されました。世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年 8 月から翌年 7 月までの 1 年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。高額療養費制度が「月」単位で負担を軽減するのに対し、この合算療養費制度は、こうした「月」単位での負担軽減があっても、なお重い負担が残る場合に「年」単位でそれらの負担を軽減する制度です。

「移送費」は、「一般被保険者移送費」は 4 件、27 万 4 千円余で、「退職被保険者等移送費」はありませんでした。

「出産育児諸費」は、「出産育児一時金」と神奈川県国民健康保険団体連合会への出産育児一時金直接払いの事務手数料になります。「出産育児一時金」は被保険者が出産したときに、出産児 1 人につき原則 42 万円を世帯主に支給するもので、この支給額につきましては、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までは暫定措置でしたが、平成 23 年 4 月 1 日からは、原則 42 万円の支給が恒久化されました。

それでは、6 ページ下段 (8) 「その他の給付」の出産育児一時金の欄を御覧ください。

さい。平成 25 年度は 326 件、1 億 3,603 万円余となりました。

また、「葬祭諸費」は、被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対し、葬祭費として 5 万円を支給するもので、平成 25 年度は 470 件、2,350 万円となりました。

5 ページに戻りまして、「後期高齢者支援金等」は 40 億 2,548 万円余、前年度比 103.8%となりました。この内訳は、社会保険診療報酬支払基金に納付する「後期高齢者支援金」の 40 億 2,516 万円余と、「後期高齢者関係事務費拠出金」の 32 万円余です。

「前期高齢者納付金等」は 414 万円余、前年度比 99.9%となりました。この内訳は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合等により納付する納付金で、歳入にある「前期高齢者交付金」の原資になる「前期高齢者納付金」の 381 万円余と、「前期高齢者関係事務費拠出金」の 32 万円余です。

次に、「老人保健拠出金」は 14 万 5 千円余、前年度比 76.0%のとなりました。この内訳は、老人保健法が平成 20 年 3 月で廃止されたため、それまで同法の対象者だった者への医療費分の精算のための「老人保健医療費拠出金」と、社会保険診療報酬支払基金が行う事務処理に要する費用に対する「老人保健事務費拠出金」です。しかし、25 年度は「老人保健医療費拠出金」として支出する分はありませんでした。

8 ページ、決算総括表の左側歳入の 11 款「諸収入」の一番下にあります「老人保健拠出金還付金」を御覧ください。精算により「老人保健医療費拠出金」につきましては、10 万 3 千円余の戻りがありました。

5 ページに戻りまして、「介護納付金」は、平塚市国民健康保険に加入している介護保険第 2 号被保険者に係る介護納入金で、「老人保健拠出金」と同じように概算で納付額を決定し、2 年後に精算するものです。25 年度は 16 億 4,834 万円余、前年度比 104.7%となりました。

次に、「共同事業拠出金」ですが、8 ページ、決算総括表の右側歳出の 7 款・共同事業拠出金を御覧ください。

「共同事業拠出金」のうち「高額医療費共同事業拠出金」は、歳入の「高額医療費共同事業交付金」の原資となるものです。

「保険財政共同安定化事業拠出金」は、平成 18 年 10 月から始まった「保険財政共同安定化事業交付金」の原資となるものです。

「その他共同事業事務費拠出金」は、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方を発見し、資格の適正化を図るための年金受給者一覧表作成に係る拠出金です。

全体で「共同事業拠出金」は、27 億 368 万円余となりました。

5 ページに戻りまして、「保健事業費」は、医療費通知、ジェネリック差額通知、

健康優良家庭健康増進事業や、生活習慣病等の予防対策として平成 20 年度から実施しております特定健康診査・特定保健指導等に要する費用であり、全体で 1 億 8,187 万円余、前年度比 110.1%となりました。

7 ページを御覧ください。(9) 特定健康診査・特定保健指導についてですが、この健診等は、平成 20 年度から実施されました。従来の基本健診から、いわゆる内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導になりました。

表の上から 4 段目、特定健康診査の受診率を御覧ください。20 年度、21 年度は 18.2%、22 年度は 6.1% 増えて 24.3%、23 年度は 0.4% 増えて 24.7%、24 年度は 2.2% 増えて 26.9%、25 年度はまだ確定はしておりませんが、2.6% 増えて 29.5% となる予定です。

受診率については、20 年度から 24 年度の第 1 期 特定健康診査・特定保健指導実施計画で定めた特定健康診査の目標値、20 年度 35%、21 年度 40%、22 年度 50%、23 年度 60%、24 年度 65% を大きく下回る結果となってしまいました。このことから、25 年度から 29 年度までの第 2 期実施計画では、国が示している参酌標準を基にせず、これまでの平塚市の実績から特定健康診査の目標値を 25 年度 27%、26 年度 29%、27 年度 31%、28 年度 33%、29 年度 35% としました。

第 1 期実施計画の期間中は、すべての年度で目標値には届きませんでした。22、23、24 年度と緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、訪問等による受診勧奨業務の委託を行った結果、22 年度から 24 年度は毎年前年度を上回る受診率を確保しております。

また、第 2 期実施計画では第 1 期で把握できた課題などから、受診率向上のための取組として、一つは「自己負担額を 1,500 円から 500 円に変更」、二つ目は「親しみやすいイメージを持ってもらえるよう、健診の愛称を「こくほの健診」に」、三つ目は「市民の要望が多かった心電図検査及び貧血検査を、これまでは国が定めた基準に該当しないと受けられませんでしたが、本人の希望があれば医師の判断で受けられるように」しました。この結果、25 年度は緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した訪問等による受診勧奨業務の委託は行っておりませんが、先ほども申しましたように、25 年度は目標値を 2.5% 上回る 29.5% になると見込まれます。

5 ページに戻りまして、下から 5 段目の「その他の支出」の 2 億 1,538 万円余は、「基金積立金」と「諸支出金」です。「諸支出金」うち、25 年度は 24 年度超過交付を受けた療養給付費等負担金の精算分として、国県支出金返還金の 1 億 8,742 万円余などがあります。

歳出合計は、281 億 4,314 万 6,325 円となりました。この結果、5 ページの下から 2 段目にあります歳入歳出の「収支差引額」7 億 5,811 万 7,166 円が、次年度の 26 年度への繰越額となります。

最後に、6 ページ (7) 「歳出に占める主たる科目の割合」を御覧ください。

保険給付費が支出全体の 67.7% を占めています。後期高齢者支援金等が 14.3%、共同事業拠出金が 9.6% と続き、この 3 つで 90% 以上を占めています。

以上で、歳出の科目別の概要説明を終わらせていただきます。

これで、議題（１）の「平成２５年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を終わりにさせていただきます。

《質疑応答に入る》

委員：特定健診についてですが、25年度は受診勧奨業務は行っているのでしょうか。

事務局：受診勧奨業務委託に関しまして、22年度から24年度までは緊急雇用（創出事業臨時特例基金）を活用して訪問等を中心に行っていたのですが、25年度はこの緊急雇用（創出事業臨時特例基金）の要件が厳しくなり、受診勧奨業務委託には使えなくなったため、こういった勧奨は行っておりません。25年度は受診勧奨として、未受診者に対するダイレクトメールという形で年２回、11月と1月に行っております。

委員：そうしますと、(25年度の)受診率が前年度より増えたということは、ダイレクトメールもあるかと思いますが、健診の内容に関して魅力があったからだと考えてよろしいでしょうか。

事務局：先ほども説明させていただきましたが、(25年度から)受診率向上の取組として、自己負担額を1,500円から500円に下げたことと、健診の愛称として、親しみやすいイメージを持ってもらうために「こくほの健診」という愛称をつけたこと。それと三つ目になりますが、心電図検査・貧血検査につきましては、これまでは前年度の検査結果等で受けられるか否か決まってきたわけですが、本人が希望し、医師が認めれば受けられるという形にしたこと等が受診率アップには大きかったと思っております。

委員：大変魅力ある健診だったということで、ぜひ今後とも続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

《その後、意見質疑もなく、議題（１）の平成２５年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについては、終わる。》

会長：議題（２）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：事務局からは特に議案等はありませんが、２つ御連絡をさせていただきます。

１つは、運営協議会委員皆様の任期が、平成26年12月31日をもって満了となります。このことに伴いまして、まず、被保険者を代表する委員4名の方につきましては、広報ひらつか10月の第3金曜日号で市民委員の募集を行う予定です。また、このことについては、ホームページでの周知を行うとともに、中央公民館及び各地区公民館には、

委員募集のポスターの掲示を行います。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員4名の方、公益を代表する委員4名の方、被用者保険等保険者を代表する委員1名の方につきましては、11月上旬に各選出母体に委員の推薦依頼を行う予定です。推薦書につきましては、12月の中旬頃までに提出していただくようになりますので、よろしくお願いいたします。

新委員の任期につきましては、平成27年1月1日から平成28年12月31日までとなります。

2つ目は、健康保険法施行令に規定された出産育児一時金の金額が見直され、9月から10月に当該改正政令の公布が行われる予定です。この改正に伴い、本市国民健康保険条例も一部改正する必要が生じますので、運営協議会を開催し、条例改正について諮問し、答申をいただかなければなりません。

つきましては、まだ予定ですが、9月25日(木)午後2時から博物館・講堂において、第3回運営協議会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で事務局からの連絡は終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題(2)「その他」は、終わる。》

会 長：用意された議題は全て終了しましたが、その他に委員の皆様から何か御意見あればお伺いしたいと思います。

《議題、意見は特になし》

会 長：これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。